

災害時における応急対策業務に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知電業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における防災拠点施設の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に防災拠点施設となる市設建築物において、電気設備に被害が発生した場合に、その機能を速やかに回復するため、甲と乙が協力し、損壊箇所の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、迅速な災害応急対策の実施のために乙の協力が必要となる場合、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この協定に基づき、災害応急対策業務を行う施設は、名古屋市地域防災計画に掲げる防災拠点施設のうち、避難所となる市設建築物とする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）防災拠点施設の電気設備が機能しているかの確認（被害状況調査）、及び確認の際に行う電源処置等の安全対策（被害拡大防止のための緊急対応）。
- （2）防災拠点施設として最低限の機能の確保をするための応急修繕。

（要請の方法）

第5条 この協定にもとづく協力要請は、名古屋市災害対策本部住宅都市部営繕班から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務概要、日時、場所を指定して文書又は口頭により行うものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、協力要請があったときは、会員をして速やかに甲の指定する場所へ出勤させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出勤後直ちに現場責任者の氏名、出勤した時刻等を、施設管理者に報告しなければならない。

（業務の指示）

第7条 業務の指示は施設管理者が行い、会員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第8条 会員は、業務が終了した時は、直ちに施設管理者に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 乙が第4条に掲げる業務に要した費用のうち、同条第1号にかかる費用については、乙の負担とし、同条第2号にかかる費用については甲が負担する。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条にもとづいて甲に対し費用を請求する場合、その請求は業務終了後に行うものとする。この場合の請求の手続については、会員から各施設管理者に対し行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(協力体制の報告)

第11条 乙は、災害時に出勤できる会員の名簿、災害時の連絡系統その他応急修理の実施に関して甲が事前に報告を要請した事項(以下「実施体制等」という。)をあらかじめ甲に報告しておくものとする。

2 乙は、前項の実施体制等を改正した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例(昭和36年名古屋市条例10号)の規定により補償する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

(附則)

第14条 この協定は平成22年8月6日から効力を発生する。

平成22年8月6日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし



乙 名古屋市中区栄三丁目15番27号
COI名古屋プラザビル7階
社団法人 愛知電業協会
会 長 越 智 洋

